



大規模氾濫減災対策協議会について

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/hazard_risk/index.html

令和元年7月25日





水防災意識社会 再構築ビジョン(平成27年関東・東北豪雨)

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての河川とその沿河市町村において、2020年を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

<ソフト対策> ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、2016年出水期までを目途に重点的に実施。

<ハード対策> ・「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

<危機管理型ハード対策>

えっすい
○越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進

<被害軽減を図るための堤防構造の工夫(対策例)>

のりつらひさい
法裏被災

えっすい
天端のアスファルト等が、越水による侵食から堤体を保護するがわずしいけいよしたがわ

えっすい
越水による侵食から堤体を保護するがわずしいけいよしたがわ

(鳴瀬川水系吉田川、平成27年9月関東・東北豪雨) 横断面

H=3m

13.0 13.0 HWL 11.5

アスファルト等による保護

<洪水氾濫を未然に防ぐ対策>

○優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

A市

B市

C町

D市

排水門

対策済みの堤防

<住民目線のソフト対策>

○住民等の行動につながるリスク情報の周知

- 立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表
- 住民のとるべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
- 不動産関連事業者への説明会の開催

○事前の行動計画作成、訓練の促進

- タイムラインの策定

○避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供

- 水位計やライブカメラの設置
- スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供

家屋倒壊等氾濫想定区域※

※ 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

- 平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組みべき緊急行動計画を改定。
- 具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

(1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取組を共有するための連絡会を設置

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・要配慮者利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
- ・多機関連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
- ・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知 等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- ・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保：マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了 等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保：代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ：災害時に画像・映像によるリアルタイムのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置 等

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策(大規模事業)」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上 等

(3) 被害軽減の取組

① 水防体制に関する事項

- ・重要水防箇所等の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等

② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進 等

(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

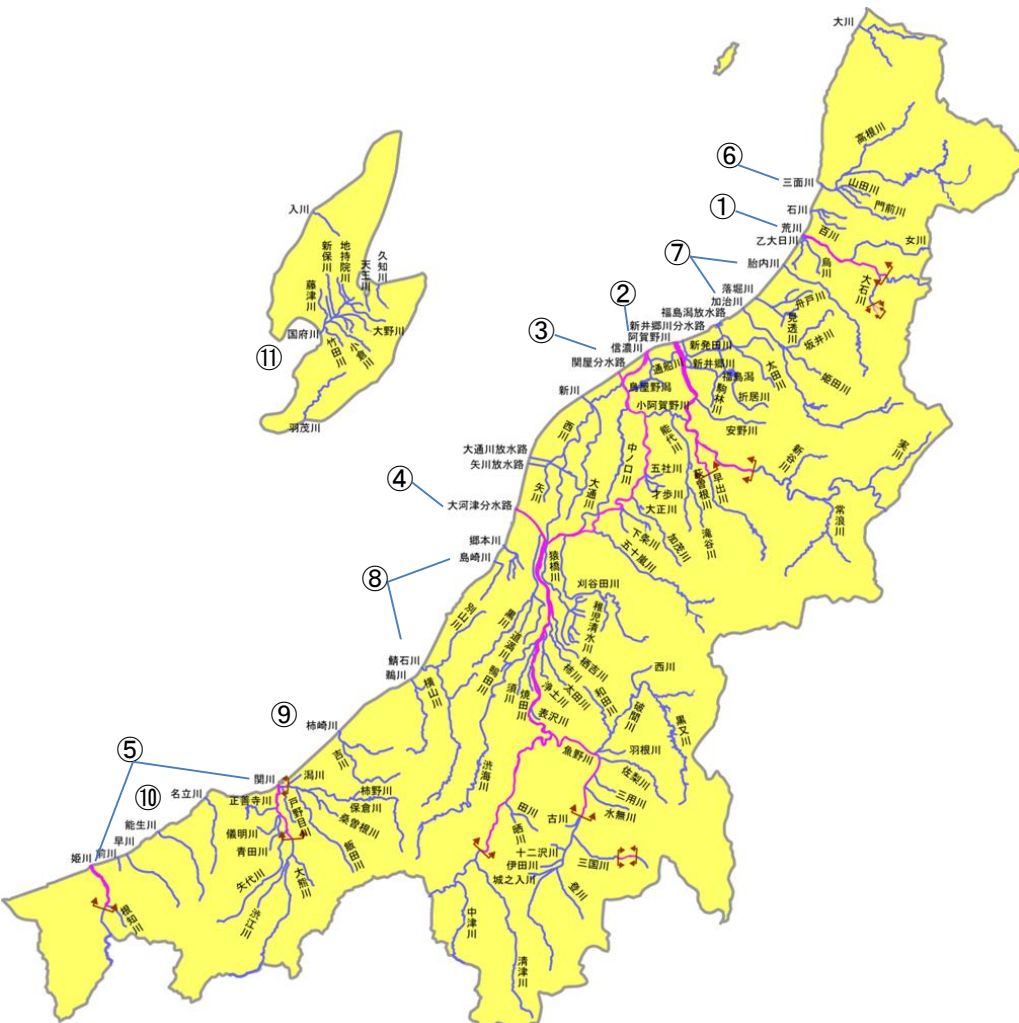
- ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化：下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施 等

(5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策：人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備 等

新潟県内 大規模氾濫減災対策協議会の状況

- ・「水防災意識社会」再構築の取組をさらに推進し、多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため、「大規模氾濫減災協議会」制度を創設。
- ・新潟県内において、大規模災害減災協議会は国で5協議会、県で6協議会を設立



- ①荒川大規模氾濫に関する減災対策協議会
- ②阿賀野川大規模氾濫に関する減災対策協議会
- ③水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会
- ④信濃川中流及び魚野川大規模氾濫に関する減災対策協議会
- ⑤関川・姫川大規模氾濫に関する減災対策協議会
- ⑥三面川周辺地域における減災対策協議会
- ⑦加治川・胎内川周辺地域における減災対策協議会
- ⑧鯖石川・鶴川・島崎川周辺地域における減災対策協議会
- ⑨上越地域における二級河川減災対策協議会
- ⑩糸魚川地域における二級河川減災対策協議会
- ⑪佐渡地域における二級河川減災対策協議会

大規模氾濫減災協議会による取組(直轄・補助)

「大規模氾濫減災協議会」を通じ、「水防災意識社会」再構築の取組をさらに推進し、多様な関係者が連携することで洪水氾濫による被害軽減を目指す。

特に、**住民自らの避難行動に結びつく施策**について**支援強化**を図ることとし、要配慮者利用施設や学校における避難確保を推進するほか、マスメディアと連携し水害・土砂災害情報の提供や伝達について充実を図る。

【これまでの取組事例】

マイ・タイムラインの作成



大雨等よって河川の水位が上昇する時に、自分がとる標準的な防災行動を時系列的に整理

防災教育の実施



過去の大洪水の経験者より当時の状況を語ってもらうことにより、洪水の恐ろしさについて学ぶ

合同現地確認



【現在の取組状況】

(1) 要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成、避難訓練の実施に向けた支援の強化

1) 高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組（厚生労働省との連携）

- 市町村の防災部局・高齢者福祉部局の協議会への参画
- 包括視線センターへのハザードマップ掲示・防災パンフレット等の掲示
- ケアマネージャー等への防災・減災施策の説明や防災への取組サポート

2) 避難確保計画の作成及び訓練の実施（文部科学省との連携）

- 学校所管部局からの防災に関する相談や説明会等の講師派遣に対する対応
- 学校における避難訓練等の防災教育の実施にあたっての積極的な支援

(2) 住民自らの避難行動に結びつく情報提供に向けたメディア連携の強化

- マスメディアとの連携の場を設置し、平時からの情報共有
- 地域のケーブルテレビ放送局と連携した河川監視カメラ映像の配信
- Twitter等のSNS公式アカウントによる平時からの積極的な情報発信
- 整備局及び各事務所における広報担当者の指定
- 情報伝達を意識した表現の工夫や映像選定の検討